

最先端研究開発支援プログラムの運用について（案）

平成21年 月 日
総合科学技術会議

平成21年度第1次補正予算の執行の見直しにより最先端研究開発支援プログラム（以下「本プログラム」という。）に係る予算額が1500億円に減額された（平成21年10月16日閣議決定）。

そのうち1000億円を平成21年9月4日の総合科学技術会議において既に決定した30の研究課題に配分し、残りの500億円を若手研究等の新たな支援策に充てることとする。これに伴い、本プログラムの今後の運用を以下のとおりとする。

1. 今後の本プログラムの具体的な運用のうち平成21年9月4日の総合科学技術会議において既に決定した30の研究課題に係るものについては、科学技術政策担当大臣、科学技術政策を担当する内閣府副大臣及び内閣府大臣政務官、並びに総合科学技術会議の議員のうち内閣府設置法（平成11年法律第89号）第29条第1項第5号及び第6号に掲げる者による合議により行い、状況を適宜総合科学技術会議に報告するものとする。
2. 本プログラムの運用に関して最先端研究開発支援会議及び同ワーキングチームにおいて従前決定された30の研究課題に係る各文書の内容については、上記1. の合議により変更することができるものとする。
3. 「最先端研究開発支援プログラム運用基本方針」（平成21年6月19日総合科学技術会議）の2.（2）①から③にかかわらず、公募を経ずに、中心研究者が研究支援担当機関を指名することができるものとする。ただし、この場合においては、目標とする研究成果、予算総額、予算の年次計画等の詳細な研究計画を当該機関が中心研究者と相談の上策定することとする。
4. 500億円を充てて実施する若手研究等の新たな支援策の運用に関する基本方針については、総合科学技術会議が別に定めるものとする。